

「やまがた 中小企業」平成21年度第1号のP6に誤植がございましたので訂正しお詫び申し上げます。

平成21年度

中小企業税制の改正ポイント

中小企業対策税制

正しくは下

～中小企業と組合の法人税の軽減税率の引き上げ～

中小企業の**年800万円以下の所得**に対する**法人税**の軽減税率（現行22%）が、**18%**に引き下げられます。（2年間の時限的引下げ措置）

また、**事業協同組合**等も、年間所得800万円以下の組合は本則22%から**18%**へと引き下げられます。（平成21年4月1日～平成23年3月31日に終了する事業年度が対象です。）

～中小企業の欠損金の繰戻し還付の復活～

中小企業と協同組合は**平成21年2月1日以後**に終了する事業年度において生じた欠損金額について、欠損金の繰り戻しによる**法人税の還付**を受けることができます。

繰戻し還付が適用できるケース 正しくは赤



～中小企業等の貸倒引当金の特例の延長～

事業協同組合等は、貸倒引当金の繰入れについて、通常の繰入限度額の**16%**の割増による損金算入が認められます。

～事業協同組合等の留保所得の特別控除の延長～

事業協同組合等は、各事業年度における留保所得の**32%**相当額の損金算入が認められます（対象は「設立後10年以内の組合」）。

事業承継税制

～相続税の80%納税猶予制度の創設～

非上場株式等に係る相続税の軽減措置について、現行の10%減額から80%納税猶予に大幅に拡充を図るとともに、対象がすべての中小企業に拡大されます。なお、新制度は、平成20年10月1日以後の相続に遡って適用されます。